会員相互の連携深める

商友会　令和７年度通常総会開く

大阪鮓商組合商友会が５月19日、浪速区の寿司割烹しきの花で開かれた。商友会からの出席者は15人、組合からは成尾理事長、粟飯原副理事長、沖本副理事長、近藤副理事長、大久保岩本副理事長、大久保監事ら７名が出席した。

令和８年度事業計画などを決定した商友会総会

開会にあたり、会長社のアサヒユール㈱近畿圏大阪支社の市野支社長より「原材料価格やエネルギーコストの高騰、人手不足など、飲食業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。しかし、このような時だからこそ、会員同士で情報を共有し、力を合わせながら歩んでいきたいと考えています。組合員皆様の商売繁盛と発展のため、引き続き取り組んでいきたい」と述べた。

続いて市野会長が議長となり、①令和７年度事業報告②同収支決算報告③同会計監査報告④役員変更⑤令和８年度事業計画案⑥同収支予算案について審議し、いずれも拍手で承認された。会員については、新たにサンプラスソーリス㈱１社が加入し、令和８年４月１日現在で20社となったことが報告された。また役員変更では、企画・事業に㈱ぐるなびが選任された。

来賓を代表して成尾理事長は、近年の組合員減少に触れ「支部そのものがなくなってしまうような状況も出てきており、何とかこの流れを変えていかなければならないという思いで、現在は組合員増強に特に力を入れています」と述べた。さらに「昨年の万博事業による収益も活用しながら、組合を活性化させ、組合員増につなげていきたい。商友会の皆様にも、『組合に入って良かった』と思っていただけるような組合づくりを進めていきたい」と述べた。

また、令和10年に大阪で開催予定の全国大会についても触れ「商友会各社のPRなども含め、皆様にも協力をお願いしたい」と呼びかけた。

続いて、新たに企画・事業に就任した㈱ぐるなび大阪営業所の横井氏が「若輩者ではありますが、皆様にとって良い交流の場となるよう努めていきたい」と就任挨拶を述べ、総会は終了した。

総会後の懇親会は金印物産㈱大阪支店・塩貝氏の発声で乾杯。宴途中には各社による一言スピーチも行われ、近況報告や業界の話題に花を咲かせるなど、終始和やかな雰囲気に包まれた。

㈱郷田商店の郷田氏による中締め挨拶にて、威勢の良い大阪締めで締めくくった。

「力合わせ業界の発展に取り組もう」と市野会長

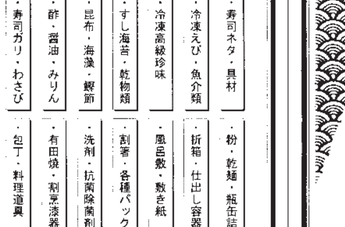

全国大会開催に協力を呼びかけた成尾理事長

技術の継承

大阪府鮮商生活衛生同業組合　理事長　成尾　友紹

ちょっと前の話になりますが、うちの店のスタッフのことです。

何気なく洗い物をしているところを見ていて、お母さんのやる洗い物をずっと見ていたそうです。

その時こう感じました。その子に子供が生まれて、その洗い方を継承したとしたら、お母さんの洗い方の技術は、孫へと受け継がれていくのか。

僕が思ったのは、この技術はやり方を聞いたわけではなく、見て覚えたものであるということです。

昨今では、教わっていないから出来ない、知らないなど、当たり前のように理由にされています。すしの学校があるように、高い授業料を払って教えてもらい、３か月ほどで一人前のすし職人になれるというような宣伝もあります。

もちろん見ているだけより、教わった方が早いのかもしれませんが、どちらにせよ、その技術が自分のものになっていないとどうにもなりません。

話は戻りますが、教わった技術はやり方として伝えられ、所作や動作、美しさといったものは、見て、感じて、覚えていく。そうやって技術は継承されていくのかなと思いました。

令和8年経済センサス―活動調査の回答はお済みですか？

経済センサス―活動調査は、令和８年６月１日を調査期日として、５年に一度すべての事業所・企業を対象とする調査です。

調査書類がまだお手元に届いていない、または紙の調査票をご希望の場合は、５月以降に調査員が調査書類を配布します。インターネットでご回答いただくか、紙の調査票を調査員等に提出してください。

詳しくは下記をご覧ください。

「経済センサス―活動調査キャンペーンサイト」

https://www.e-census2026.go.jp/

回答にお困りの場合は、封筒裏面に記載のコンタクトセンターにお問い合わせください。

来所の際は、事前連絡をお願いします

組合事務局では、会議などで不在となる場合があります。お手数ですが、来所の際は事前にご連絡をお願いいたします。ご連絡をいただければ、対応可能日時をご案内いたします。

ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

【事務局業務時間】
平日・午前10時～午後５時
TEL　06-6538-3121
FAX　06-6538-3122
E-mail
osaka-sushi@triton.ocn.ne.jp

組合 LINE 公式アカウント
アカウント名は「大阪府鮮商生活衛生同業組合」
＜友達追加の方法＞
①URLより友達追加　https://lin.ee/2EewqeG
②右記QRコードより追加
友だち登録、お願いします！

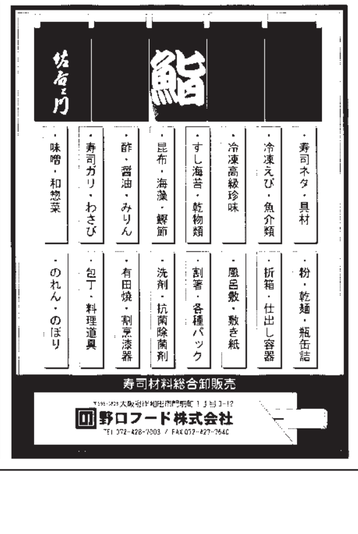

認証取得に補助金

大阪府食品衛生認証取得費補助金

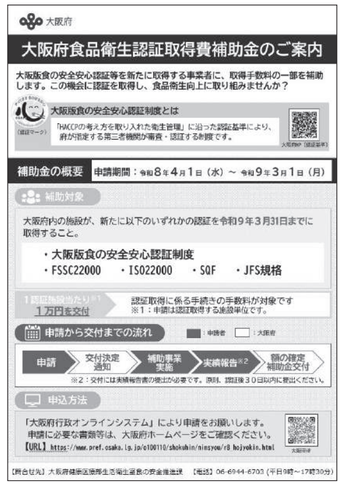

お店の安心・信頼づくりに認証取得を

先月号の「大阪育ちのこころちゃん通信」でも掲載しましたが、大阪府では、食品等事業者の衛生管理の取組を支援するため、「大阪府食品衛生認証取得費補助金」を実施しています。

本補助金は、大阪版の食の安全安心認証などを新たに取得する際に必要となる審査料や登録手数料を補助するもので、１施設あたり上限１万円が交付されます。

食品衛生認証の取得は、衛生管理体制の向上につながるだけでなく、利用者に安心感を与える取組として期待されています。現在も申請受付が行われていますので、まだ認証を取得されていない事業者の方は、この機会に活用を検討してみてはいかがでしょうか。

申請は「大阪府行政オンラインシステム」から行うことができます。

申請締切は令和９年３月１日（月）まで。必要書類など詳細については、大阪府ホームページをご確認ください。

◆大阪府ホームページ（令和８年度大阪府食品衛生認証取得費補助金について）

https://www.pref.osaka.lg.jp/o100110/shokuhin/ninsyou/r8_hojyokin.html

下記の二次元コードからもご覧いただけます。

【問い合わせ】
大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課　食品安全グループ
℡06・6944・6703

令和９年から制度改正へ

源泉徴収票提出を簡素化

令和９年１月１日以後に提出する「給与支払報告書」とは別に、一定の対象者分について税務署へ「給与所得の源泉徴収票」を提出する必要がありました。

令和９年１月１日以後は、市区町村へ給与支払報告書を提出した場合、税務署へも源泉徴収票を提出したものとみなされる「みなし提出」の特例が始まります。これにより、税務署提出用の源泉徴収票の作成・提出が不要となります。

■令和８年分の書類から対象

対象となるのは、令和９年１月以後に提出する令和８年分以降の書類です。年途中退職者分については、令和９年１月以降に提出する場合は対象となります。

なお、従業員へ交付する源泉徴収票については、従来通り作成・交付が必要です。

■法定調書合計表も原則不要

給与支払報告書を提出した場合、原則として税務署へ提出していた「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」も不要となります。

ただし、報酬・料金等に関する支払調書など、給与以外の法定調書を提出する場合は、これまで通り合計表の提出が必要です。

■eLTAX活用でさらに便利に

制度改正にあわせ、地方税ポータルシステム（eLTAX）の利用も推奨されています。

eLTAXを利用することで、複数自治体への提出を一括で行うことができるほか、電子データによる管理が可能となり、事務作業の効率化やペーパーレス化につながります。

■従業員側の利便性も向上

eLTAXを通じて提出された給与情報は「マイナポータル連携」の対象となります。これにより、従業員が確定申告を行う際、給与情報の自動入力が可能となり、申告手続きの利便性向上も期待されています。

■サービス拡充も予定

令和８年９月24日からは、eLTAXのサービス拡充も予定されています。メンテナンス時を除き24時間365日利用可能となるほか、「GビズID」による口グインにも対応予定です。

■eLTAX地方税ポータルシステム
https://www.eltax.lta.go.jp/

■国税庁「源泉徴収票のみなし提出の特例」
https://www.nta.go.jp/users/gensen/hotei/index.htm

■早めの準備を

令和９年からの制度開始に向け、電子申告環境の整備やデータ管理体制の確認を進めておくことが、今後の事務負担軽減につながりそうです。

【詳細はこちら】
国税庁「源泉徴収票のみなし提出の特例」
https://www.nta.go.jp/users/gensen/hotei/index.htm

9月27日より実施

令和8年度ふぐ処理試験

令和８年度ふぐ処理試験が次の要領で実施される。受験希望者はいずれか1日、大阪ガスショールームハグミュージアム（大阪市西区千代崎３丁目南２・59）

（火）、26日（木）、30日（月）、12月３日（木）

■受検資格
▽大阪府内の食品営業施設でふぐ処理の業務に従事するため、ふぐ処理登録者として知事の登録を受けようとする者（すでにふぐ処理登録者である者も含む。

▽平成23年４月１日までに生まれた者（中学生等を除く満15歳以上の者）

▽大阪府知事により登録を取り消された者の場合は、取消しの日から３年が経過した者

▽他の都道府県等から受けたふぐ処理についての登録その他の認定を取り消された者の場合は、取消しから３年が経過した者

■試験科目
①学科試験＝水産食品の衛生に関する知識、関係法規、ふぐの種類と鑑別、ふぐの処理と鑑別、ふぐの一般知識（試験時間60分、択一式30問）

②実技試験＝ふぐ１匹を処理し、可食部位及び不可食部位を指定のバットに分けるとともに、名称札により各臓器の鑑別を行う（試験時間30分）

③鑑別試験＝食用可能な５種類の実物のふぐについて、その種類を標準和名で解答する（試験時間５分、択一式５問）

■受検手数料
▽18,000円（実技試験に使用するふぐの代金含む）

■合格発表
▽令和８年12月18日（金）正午　府ホームページで受験番号掲示及び合格証書の郵送

■提出先・問
▽〒540-8570　大阪市中央区大手前２丁目　大阪府庁本館４階　食の安全推進課　ふぐ処理試験担当
℡06・6944・6705

▽持参の場合、受付時間＝平日午前９時～午後６時まで